

地名 散歩

第100回 百の地名ーひやく・もも・どう

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

本誌の「一等地」に場所をいただいて早くも8年が過ぎ、このたび連載が100回を迎えた。ひとえに愛読くださった土地家屋調査士の皆様と事務局の雅量のおかげであるが、この「百」にまつわる地名を取り上げたい。

ずっと以前の話だが、ある学校にお邪魔することがあって山手線の新大久保駅を降りて線路沿いを北へ歩いていた。すると、どこからともなく甘い香りが漂いはじめたのである。発生源はロッテの工場(昭和25年操業開始)であった。チューインガムの外装の住所を覚えていたので、巨大な看板を見るまでもなく、甘い香りの正体に思い至ったものである。工場は平成25年(2013)までと意外に最近まで稼働していたようだ。

大久保駅も新大久保駅も、開業時の明治大

正の頃から大久保にはなく百人町^{ひやくにんちょう}に位置しているのだが、地名の由来は徳川家康が関東入りした時に遡るもので、警護にあたった伊賀組の鉄砲百人同心の屋敷が置かれたことになむ。明治7年(1874)に大久保百人町^{ひやくにんちょう}ができた当時の戸数は102というから、家康の時代の「百人」が象徴的にではなく実質を表わしたものであったことがわかる。ついでながら新大久保駅すぐ近くにある皆中^{かいちゆういなり}稲荷神社は、皆中つまり「皆あたる」の意で、いかにも鉄砲組の町の社らしい。

同じく家が100軒という意味では、城下町の中で下級武士などの屋敷にちなむものが各地に点在していたが、明治以降にいくつも消えている。たとえば遠州(静岡県)浜松の百軒は明治15年(1882)に常盤町になり、岐阜県



大久保・新大久保の両駅付近に広がる百人町。徳川家康の警護にあたった鉄砲百人同心の屋敷地に由来する地名。
1:10,000 「中野」「四谷」いずれも大正10年修正



ドウドウという水音に由来するとされる百々の地名は全国に点在している。岡山県津山市にほど近い美咲町にある百々。1:25,000 「柵原(やなはら)」平成3年修正

高山市の百軒町は大正13年(1924)の大火を機に区画整理、この年の干支にちなんで甲子町と改称された。阪神甲子園球場もこの年の開場である。群馬県前橋市の百軒町は戦後まで続いていたが、昭和41年(1966)に朝日町の一部となって消滅。こちらは足軽屋敷にちなむ町名であった。

新しいものでは、北海道赤平市の百戸という地名がある。根室本線の茂尻駅から空知川を渡った北側で、もとは明治24年(1891)に入植が始まって明治末には100戸ほどに達したために命名されたという。昭和11年(1936)からの地名で、現在は百戸町東・西などとなっている。炭鉱の町だったため閉山後は人口が激減、百戸町北は現在0戸だ。

長さの百間(約182メートル)にちなむものは、町の名より川の名が多い。たとえば岡山市街の東を流れる百間川は、岡山城を旭川の水害から守るために放水路として江戸期に開削されたもので、文字通り堤防を含めた幅が100間あったことから命名された。百間滝という名の滝も多く、国土地理院の「地理院地図」によれば長野県木曾町、岐阜県高山市、愛知県新城市、神戸市北区、和歌山県田辺市、徳島県上勝町の全国6か所、いずれもかなりの山奥にある。見たことはないが、落差や幅などが100間ほどもあるように見えたのだろうか。

秋田県横手市には百万刈という珍しい地名があるが、こちらは「百曲がり」から転じたとの説がある。横手川と大戸川の合流点近くの集落だが、どちらの川も現在でこそ改修されたが、かつては蛇行が激しかったという。広大さの象徴として百を用いた地名もあって、よく知られているのが茨城空港(小美玉市)で知られる百里基地がある百里原。かつては行方、鹿島、東茨城の3郡にまたがる原野の総

称であった。

百の付く難読地名としては兵庫県宍粟市、揖保川の最上流部に位置する百千家満。『角川日本地名大辞典』には「古くから風水害による山崩れや落石などの天災に見舞われたことに由来する」とし、それゆえに村の繁栄を願って「落山」から字を変えたという。字面は良くなったが、知らなければ絶対に読めない地名となった。

百の付く地名は「ひゃく」より大和言葉の「もも」の付く地名が多い。ただし数としての100というよりは象徴的に多いことを示す。このため地名には異なる意味をもつ「もも(も)」の当て字に好まれた。東京都日野市の百草(梅の名所・百草園で知られる)、新潟県糸魚川市の百川、上越市の百木、茨城県境町の百戸、岡山県瀬戸内市の百田など多い。モモ地名には桃の字も好まれるが、いずれにせよ地名を字義通りに解釈することはできない。

百の字のもうひとつの読み方が「どう」である。水がドウドウと流れる様子をドウドウ、またはドウメキ(百目木・百目鬼)などと表現し、それがしばしば地名になっている。ドウ(10)×ドウで百という掛け算の発想で当てたものらしい。具体例では山梨県南アルプス市や岡山県美咲町の百々などがあり、百が2つで200になりそうだが、ドウドウという発音から漢字2つがぴったり来ることからの表記だろう。読みは愛知県岡崎市百々町のように「どうど」とするもの、石川県加賀市百々町のように「どど」とさらに短いものが混在する。いずれにせよ轟などという重たい字を使うより縁起が良さそうな感覚だったのだろう。長野県駒ヶ根市には百々目木川、同県須坂市には百々川が流れている。四万十川に面した中村の町(四万十市)には百笑町という楽しそうな当て字もある。

今尾恵介(いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

土地家屋調査士 CONTENTS

NO.762
2020 July



表紙写真

「クライマックス」

第34回写真コンクール佳作
佐藤 静子●神奈川県

夜空一面壮大な花火。白く輝く花火と連続音に息飲む思いで見上げる。水中からの花火が幾つも咲く。横一列に並んだスターマインも大好き。冬の澄んだ空気の中に咲く花火も寒さを忘れてワクワクするほど楽しい。

地名散歩 今尾 恵介

03 土地家屋調査士の徽章について

日本土地家屋調査士会連合会 会長 國吉 正和

04 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために一

第73回 土地家屋調査士の出会う後見人、その対応
群馬土地家屋調査士会 清水 敏晶

08 土地の表示に関する登記の沿革(19)

都市市代表監査委員

一般社団法人テミス総合支援センター理事 新井 克美

12 法務省主唱・第70回“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

13 事務局紹介

東京会／神奈川会／三重会／兵庫会／福島会

18 続!! 愛しき我が会、我が地元 Vol.77

旭川会／徳島会

21 会長レポート

23 会務日誌

24 土地家屋調査士を取り巻くさまざまなリスクその時お役に立ちます!

25 令和3年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内

26 調査士カルテ Map 通信

「現場管理業務が将来の仕事の質を極める」

27 日本土地家屋調査士会連合会業務支援システム 調査士カルテ Map

28 国民年金基金

30 土地家屋調査士名簿の登録関係

31 ちょうさし俳壇

32 補助金や優遇融資等のお知らせ

34 ネットワーク50

鳥取会

35 編集後記

土地家屋調査士の徽章について

日本土地家屋調査士会連合会 会長 國吉 正和



私は、昭和56年7月に土地家屋調査士の登録をし、土地家屋調査士としてのスタートを切ったわけですが、その時初めて徽章をいただきました。一資格者として、その仕事を通して自らの生活のため、そして依頼者のため働かなくてはという気持ちと、この徽章を着けるという期待感でいっぱいだったことを思い出します。

業務を行う場合に、この徽章を身に着けるということについて、改めて考える機会がありました。それは、私が連合会の総務部長であった当時、現場作業で使用する作業着への着用が困難であり、徽章とは異なるシンボルマークを付けているものも多数である等の理由から、徽章の着用を緩和できないかという申入れがありました。また、現在の状況は、冷静に見て、この徽章着用が、仕事に直結するような効果があるのかということ、そうではないのかもしれない。

では、徽章の持つ意味は何なのでしょう。

日本土地家屋調査士会連合会がお示ししている各土地家屋調査士会の会則モデルでは、次のように規定しています。

(会員証等)

第102条 調査士会員は、その業務を行う場合には、会員証を携帯し、会員徽章を着用しなければならない。

最近、首相の記者会見を見る機会が増えています。その演台に日本政府の紋である「五七の桐」が見られます。また、法務大臣の記者会見等では「五三の桐」が見られます。

それぞれの組織を表すものとして利用されています。

土地家屋調査士の会員徽章は、昭和26年10月に制定され、昭和48年に現在の大きさに変更されたものです。法務省管轄の資格者であることから、五三の桐に調査・測量の測の字を入れたものとなりました。この紋が土地家屋調査士を表すものとして、現在に至っているものと理解しています。

徽章の着用義務については、私なりに考えてみると、土地家屋調査士は、専門家として独占業務があり、資格がなければ行い得ない仕事が存在します。依頼者や社会の信頼を獲得するため、非土地家屋調査士行為の防止を図るため、業務では有資格者の証

明書の携帯や土業の徽章の着用は欠かせない。

そして、徽章を身に着けることにより、周囲からも見られます。自身が土地家屋調査士の一人だということを知り、誰でも着けることができるものではないだけに、日頃の行動にも気を付けるのではないのでしょうか。もしも他人に迷惑を掛ける場合が発生すると、自分だけではなく本会、仲間の土地家屋調査士にまで迷惑が掛かる可能性が出てきます。資格者の看板を背負って仕事をしているという自覚がなければなりません。

業務の遂行において、依頼者や隣接の地主さんなどとの立会いにおいても、礼儀正しく、説明は丁寧でしっかりと話をするものが、同じ徽章を着けている、社会の評価もおおのずと高まると思いますし、イメージも大事だと思います。専門資格者としての意識の高揚が必要です。

さらに、土地家屋調査士として、同じものを身に着けるということによって共通意識が生まれ、その意識が強くなれば、良い組織となる、といったことなのだと考えています。

昨年、土地家屋調査士法の一部が改正され、土地家屋調査士法第1条は、目的規定から使命規定に改正され、「土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする。」となりました。

同時に土地家屋調査士法第42条では「調査士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、法務大臣は、当該調査士に対し、次に掲げる処分をすることができる。」とされ懲戒権者が変更されました。これらは、土地家屋調査士の資格者としての位置づけとその責任がより明確にされたものです。

そして、制度制定70周年の今年、土地家屋調査士として国民が安心して暮らせる社会の実現など、何ができるのかを、改めて考えるよい機会であると思います。その中で、五三の桐に「測」の文字の、土地家屋調査士の紋章を、単に徽章(バッジ)ということではなく、どのように位置づけ活用していくのかを全国の土地家屋調査士皆で考えてみる機会としたと思っています。

7月31日は土地家屋調査士の記念日です

— 過去を振り返り、未来を見つめ、現在を邁進しよう —

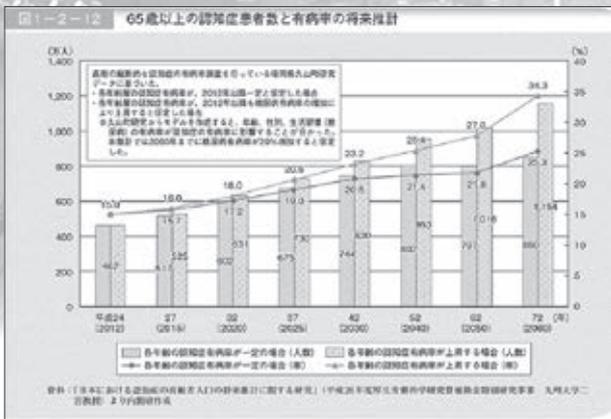


事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

第73回 土地家屋調査士の出会う後見人、その対応

群馬土地家屋調査士会 清水 敏晶



認知症の方は全国に600万人ほどいるとも言われている中、判断能力が不十分な方から依頼を受けることがあると思います。このような方の権利を擁護する仕組みとして、成年後見制度があり、後見人と呼ばれる代理人が私達の業務の中に登場します。その際、適切に対応し、思わぬトラブルに巻き込まれないようにするためにも、この制度に関する知識は不可欠なものとなっています。本稿では、土地家屋調査士、司法書士そして後見人として、筆者が体験したことを通して、後見人との対応について検討したいと思います。

先日、山田さんの息子さんが私の事務所にやってきました。

「先生、オヤジの自宅の北側を売りたいんだけど、分筆してくれるかね。」

分筆登記の依頼です。

「お父さんは承知していますか?」と聞くと、

「オヤジかい? オヤジは最近歩けなくなってさ、バリアフリーってやつをやる工事に金が掛かってね、もちろん承知してるさ。」と言うので、後日、下調査に山田さんのお宅に出向きました。

「こんにちは。」「…」返事はありません。奥の方からは、「この印籠が目にはいらぬか。」と大きなテ

レビの音が、聞こえてきます。

奥をのぞくと、山田さんらしき人がこたつに入って水戸黄門の再放送を見ています。「失礼します。」と、上がり込み、「こんにちは、山田さんですか。」と挨拶をしました。

山田さんは、私に驚いた様子もなく、「ああ。」と答えました。

「今日はいいい天気ですね。」…「そうだねえ (そうだね)。」

「いつも何してるのですか?」…「テレビがいいやいねえ (いいね)。」

「何が好きなのですか。」…「水戸黄門がいいやいねえ。」

「水戸黄門ですか。毎日見てるんですか。」…「ああ…。」

ちゃんと受け答えができます。「息子さんに自宅の分筆を頼まれ、下調査にきましたけど測っていいですか。」…「よかんべ(いいよ)。」

「分筆するのでいいですか?」…「よかんべ。」

「それでは測量に入りますね。」…と言いつつ、席を立ちながら「この黄門様は、石坂浩二ですね。」と言ったところ、「黄門様はやっぱり月形だいね。」…

「え? この黄門様は石坂浩二ですよ。」と聞き返すと、「黄門様はやっぱり月形だいね。」

…「月形」といえば、初代黄門様…銀幕の大スター、テレビを見ていて「月形龍之介」はないよな。…

そこでもう一度「ご自宅を分筆するので、いいですか?」と聞いてみました。

「よかんべ。」…「分筆しなくても、いいですか?」…「よかんべ。」

この山田さん、何を聞いても「よかんべ。」なんです。

分筆登記の意味が分からなくなっている方でも、日常会話はでき、お子様に聞くと、「オヤジは分かっているよ。」と言われますが、実際には判断能力が不

十分な場合が多くあります。このような判断能力が不十分な方も契約社会の一員であり、自己決定、自己責任の社会の中で生きています。ただ、山田さんのように何を聞いても「よかんべ。」と答えてしまう方は、そのことに付け込まれて、不利益な契約をしてしまうことがありますので、そうならないために、その方に代わって判断し、契約などをする仕組みが必要になります。それが成年後見制度であり、2000年4月、民法の(準)禁治産制度を改正して始まりました。

この成年後見制度は、従来からあった財産を守る仕組みとしての「取消権」に、「自己決定の尊重」「ノーマライゼーション」という新しい理念を導入して再構築され、認知症等であっても特別扱いをされることなく普通の人と同じように生活ができるよう支援する、権利擁護の仕組みとなりました。そして、それを担う者が後見人です。

後見人は平成30年12月末現在で約22万人ほどおり、後見人から仕事を依頼されたり、隣地所有者の代理人として後見人が境界立会いの場に現れることがあります。既に経験された方の中には「後見人の言われるままにしていたらなんとかなった。」との感想をお持ちの方もありません。確かに私達が出会う後見人の51%は法律専門職である弁護士や司法書士ですので(平成30年度実績として、親族以外の後見人は全体の76.8%、そのうち弁護士後見人29.2%司法書士後見人37.7%)、言われるままでもいいのかもしれませんが。しかし、49%は法律専門職以外の方であり、その中には、十分な知識をお持ち

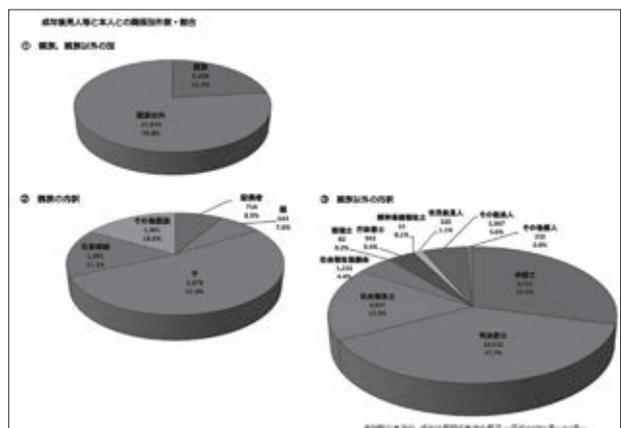
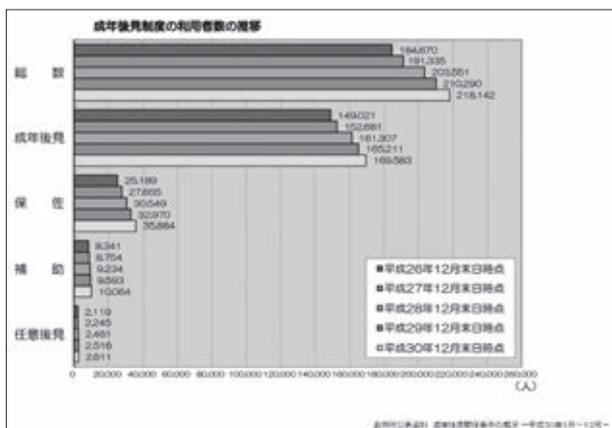
でない後見人の方もいますので、基本的な知識は身に付けておく必要があります。

とはいえ、600万人の認知症の方の内の22万人ですから、ほとんどの認知症の方は、後見制度を利用していないことになります。後見人との対応もさることながら、後見人のいない方との対応についても考えておく必要があります。

この山田さんから「よかんべ。」と言われたとしても、山田さんが意思能力を欠く状態と判断されれば、私達への委任行為は無効となるはずですが、しかし、委任行為が無効でも建物が新築された事実は変わらないし、畑が宅地になった事実も変わらないし、土地家屋調査士の多くの仕事は、その事が結果を左右することになることが少ない仕事といえるため、これまで、この問題にあまり神経をとがらせてこなかったのかもしれませんが。

ただ、山田さんの息子さんの思惑は、分筆してその土地を売却することなので、次は所有権移転登記になります。この登記を担当する司法書士は、判断能力に疑問があると、成年後見制度の利用を勧め後見人が登場します。後見人は、息子さんの意向に捕らわれず、専ら山田さんの権利擁護のために働き、売却が必要ないと判断すれば、売却を取りやめます。そうすると、なんで分筆したの?と私達がトラブルに巻き込まれることにもなりかねません。

また、既に山田さんに後見人がいれば、後見人から依頼を受けて行う必要がありますが、山田さんの息子さんからそのことを聞かされていない場合もあります。登記が終われば、遅かれ早かれ、後見人の知るところになります。無権限の息子さんからの依頼



で分筆したわけですから、後見人の弁護士や司法書士から職責を追求される事態になるかもしれません。

このような私達にとってのリスクもありますが、山田さんの判断能力が不十分であるにもかかわらず、仕事を受けてしまうことは、契約社会のルールや権利擁護をないがしろにすることであり、土地家屋調査士は「一時代にあった資格者」にはなれないのだらうと思います。

このような場合は、山田さんの息子さんに成年後見制度の利用を勧め、後日、裁判所から選任された後見人から分筆登記の依頼を受ける対応となります。利用するには、家庭裁判所に対し後見開始の審判の申立てを行う必要がありますが、弁護士や司法書士につなぐこと以上に関わる必要はないと思いますので、本稿では割愛します。

後見人との対応についてですが、適切に対応するための、最低限の知識として、後見人の種類とその権限、そしてその調べ方について知っておく必要があります。

「後見人の種類」ですが、成年後見制度は、大きく分けると二種類あります。

①法定後見制度

既に判断能力が不十分になってしまった方が利用する仕組み

②任意後見制度

今は何の問題もないけれど、認知症等になった場合に備えたい人が利用する仕組み

①の法定後見制度は、判断能力の状態によって更に次の三つの類型があります。

補助類型：「事理を弁識する能力が不十分である者」が対象です。

保佐類型：「事理を弁識する能力が著しく不十分である者」が対象です。

後見類型：「事理を弁識する能力を欠く常況にある者」が対象です。

類型ごとに、補助人、保佐人、成年後見人が選任され、補助人、保佐人は本人が希望した法律行為について代理する権限を、成年後見人は、原則全ての法律行為について代理する権限を有しています。

②の任意後見制度では、任意後見人と呼ばれる後見人が、本人が希望した法律行為について代理する

権限があります。まだ判断能力が十分にある段階では任意後見受任者と呼ばれていて、その者には代理権はありませんので注意が必要です。

補助人、保佐人、成年後見人、任意後見人にどのような代理権が与えられているかは、法務局の発行する「登記事項証明書」で調べる必要があります。これは、分筆登記などの添付書類にもなりますが、それを確認しておかないと、境界立会いが終わったはいいが、そもそもその立会いができる代理権がなかったとか、いざ登記申請しようとしたら、その代理権がなかったとか、とんでもない事態になってしまいます。

依頼者が成年後見人だった場合、登記申請等の代理権は当然持っていますので、あまり注意することはありませんが、それ以外の後見人(以下「保佐人など」という。)の場合、「登記事項証明書」に記載された代理権の中から、分筆登記の依頼を受けられるのか、境界立会いに立ち会ってもらってよいのか見極め、判断する必要が出てきます。

例えば、保佐人の登記事項証明書に「不動産の管理、処分」の代理権の記載があった場合、その保佐人に境界の立会いをしてもらうことはできるでしょうが、その記載をもって、当然に分筆登記についても代理権があることにはなりません。他の箇所に登記に関する代理権があるのか、付随する行為についての代理権があるのかよく精査し、それらをどのように適用すれば、立ち会ってもらえるのか、登記申請の委任を受けることができるのか判断して対応する必要があります。また、任意後見人の場合、まだ代理人になっていない任意後見受任者という立場にすぎない方から、登記事項証明書を持ち込まれることもあるかもしれません。その方が、任意後見人なのか、任意後見受任者なのか見極めて対応することが必要になります。

境界立会いの当日来てくれた隣地の方が後見人のこともあります。現場で「登記事項証明書」を見せられたら、その場で、立ち会ってもらってよいかすぐに判断できなければ、境界立会いが始まらなくなってしまいます。

この場合も成年後見人だった場合は、あまり注意

することはありませんが、それ以外の保佐人などの場合は「登記事項証明書」に記載された代理権から判断する必要があります。しかし、どこまでの代理権が必要なのか、あるいは保佐人などという立場だけで足りるのか、現時点で境界立会いの法的位置づけについて明確な見解が示されておらず確定的なことを述べることはできません。参考までに、私見として述べれば、境界立会いを保存行為(保存行為は、管理権限があれば、その内容が明確でなくてもよいとされています。)と考えたとしても、不動産管理の代理権はないが、管理権限があるという保佐人などはいませんし、代理権は限定列举されていますから、管理権限の内容が明確になっていない保佐人などいません。隣地の方が保佐人などの場合は、登記事項証明書に「不動産の管理」に関する「代理権」がなければ立会いの当事者になれないのではないかと思います。また、境界立会いを処分行為と考えるのであれば、「不動産の処分」についての代理権まで必要になるでしょう。

最後に、境界立会いを求められた後見人は何を考えているのか、一後見人としての経験から若干触れておきたいと思います。

「…土地の境界線が協定された場合において真実の境界線と協定線が相違しているときは、特別の意思表示がない限り、両境界線にはさまれた土地は一方から他方へ譲渡される暗黙の合意がなされていると認めるのが相当であるから、… (大阪高裁昭和38.11.29判決)」という判決があります。

後見人には、その方と全く面識のない方になっている場合が多く、その人の土地のどこが境界かなど知るはずがなく、「譲渡される暗黙の合意があった…」といわれる行為であれば、境界立会いに応じるのは躊躇します。

また、「境界は…客観的に固有するものというべく、当事者の合意によって変更処分し得ないものであって、境界の合意が存在したことは単に右客観的境界の判定のための一資料として意義を有するに止まり… (最高裁判所昭和31.12.28判決)」という判決もあります。このように「客観的に固有している境界」を確認する行為なら、境界立会いはそもそも後見人がすべき仕事ではないようにも思えますし、ど

こが境界か知らないわけですから、無責任に境界を確認できるわけではありません。

ただ、今のところ、境界の問題は、後見人の間で深く考えられていませんし、土地家屋調査士は境界の専門家です。土地家屋調査士が示した場所を信じてよいのでしょうか、そこで、承諾してくれていると思います。実際、私もそのような対応をしています。

しかし、後見人の職責を考えたとき、何も知らない後見人が、相手方の代理人である、隣地所有者の土地家屋調査士が示した場所を信じて、言われるままに信じてしまってよいのか疑問があるところです。この対応は、一度事が起きれば、後見人が善管注意義務違反に問われて、損害賠償請求を受けかねない対応になるのではないかと思います。

そうなると、後見人としては、別の土地家屋調査士に検証してもらうなど、自らの調査責任を果たした上でないと、応じられない行為になってしまい、当然、費用負担という不利益が被後見人(本人)に生じます。このように考えると、立会いに応じないことで本人の権利を害するような事情がない限り、境界立会いに応じるのは難しいのではないかと思います。今後、このようなことを言い出す後見人に会えることもあるかも知れません。境界立会いには、ただでさえ難しい問題があるなか、出会った後見人によっては大変難しい問題に発展する可能性を秘めていると思います。

まだまだ、後見人に会えることは少ないかもしれませんが、平成28年5月「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、全国の自治体は、令和3年度までに中核機関を整備するなど成年後見制度へ積極的な関与が求められています。成年後見制度の利用者は、今後増加するものと思われ、特に法律専門職以外の後見人が増加するものと思われ、さらに、対応が難しい保佐人などが増加すると思われ、これに対応するためにも、本稿で述べた最低必要な知識はもちろんのこと、土地家屋調査士としても、成年後見制度に対して一定の理解をしておくよう日頃から準備しておく必要があるでしょう。

土地の表示に関する登記の沿革(19)

都城市代表監査委員
一般社団法人テミス総合支援センター理事
新井 克美



第10 国土調査事業

続きから(5)地籍調査の問題点 ウ 一筆地調査における地積測量図の取扱いに関する問題 会報6月号(No.761)に掲載

Ⅰ 実施機関に関する問題

- a 地籍調査事業は、市町村の自治事務(地方自治法(昭和22年法律第67号)2条8号)である。市町村は、地籍調査の実施に当たっては、国及び都道府県の指導等を受けるが、地籍調査を実施するか否か、あるいはどここの地域を実施するか等は、市町村が決めることになる。
- b 昭和26年に制定された国土調査法は、サンフランシスコ平和条約の発効(昭和26年署名、翌27年4月28日発効)前、すなわち米軍の占領下の中で、戦後の食糧増産対策を主たる目的として立法されたものである(第4の1の(注3)(本誌758号)参照)。国土調査法は、立法当初、地籍調査を行うことを規定していたが、目的規定(1条)に地籍の明確化を図る旨の規定は盛り込まれていなかった。目的規定に「あわせて地籍の明確化を図る」ことが盛り込まれたのは、昭和32年法律第148号による国土調査法の改正によってである。
- c このように、国土調査事業が戦後の食糧増産対策のための土地調査や農地改革後の土地整理といった農政上の必要性からスタートしているため、都道府県あるいは市町村における地籍調査の担当部局は、農政部局や農政課が多い(注1)。このため、これまでは、不動産取引において早期に正確な地図の備付けが求められる市街地及び準市街地において地籍調査が実施されることは期待できなかった(注1)。
- d 地籍調査の実施機関である市町村の多くは、平成の大合併や行政改革が進行し、定員削減が行われている中、長期間を要する地籍調査事業に職員を配置することが困難になっている。これに加えて、

市町村は、福祉や介護等の事務が増大し、行政事務が複雑多様化する中で、地籍調査事業の部局に長期間職員を配置することは困難である(注2)。

このような中で、地籍調査における一筆地調査において、登記官と同程度の筆界に関する専門的知識を求めることは極めて困難であろう。

- e 土地家屋調査士は、令和元年法律第29号による改正により、「土地の筆界を明らかにする業務の専門家」(土地家屋調査士法1条)として位置づけられたのであり、しかも、登記所に送付された地籍図を最も多く利用するのであるから、この一筆地調査の作業に積極的に関与することが望まれる(注2)。

(注1) 鮫島信行「新版日本の地籍」108ページは、「異論があるかもしれないが、都道府県担当部局の問題だ。調査事業は、戦後の食糧増産対策のための土地調査や農地改革後の土地整理といった農政上の必要性からスタートしているため、現在でも都道府県の窓口の過半数が農政部局となっている(表3・1)。もちろんこれらの部局の過去の努力は多としなければならないが、都市部の調査となるとおのずと限界があるように思われる。東京都では平成一四年度から地籍調査の担当部局が農林水産部から都市計画局へ移管された。大阪府でも都市再生に関連した調査は実質的に建築都市部が担当することになったと聞いている。こうした動きが都市部の調査の進展につながることを期待したい。」と述べている。

(注2) 鮫島・前掲書106ページは、「平成一二年度から一筆地調査の外注化ができるようになったが、依然多くの市町村では一筆地調査を直轄で行っている。通常一調査区当たり三名程度の職員を配置するため、二班体制なら六人が必要となる。規模の小さな自治体では職員の数が一〇〇名に満たないところもあり、六名どころか三名の職員を配置することさえ容易で

はない。地籍調査事業はいったん開始されれば二〇年、三〇年あるいはさらに長期を要する大事業だが、定常業務ではないため、地籍調査事業担当職員の人件費が地方交付税に算入されていない。また、国土調査法に定める負担金の対象にもなっておらず、人件費は市町村の持ち出しになっている。」と述べている。

オ 筆界調査に関する成果の認証に関する問題

a 市町村は、国土調査の結果に基づいて地図及び簿冊を作成した場合は、その旨を公告し、市町村の事務所において、その公告の日から20日間、地図及び簿冊を一般の閲覧に供する(国調法17条1項)。そして、市町村は、地図及び簿冊の閲覧手続が終了した場合、都道府県知事に地図及び簿冊を送付し(国調法18条)、その成果について認証を請求する(同法19条1項)。

都道府県知事は、国土交通大臣の承認を受けた上で、その成果を認証する(国調法19条2項、3項)。

このように、国土調査法上は、閲覧手続を経た後、国土交通大臣の承認を受けた上で、都道府県知事がその成果を認証しているのであるから、この成果が登記所に送付されたら、登記官は、実地調査をすることなく、この成果に基づき、土地の表示に関する登記を行い、地籍図を法14条1項地図として備え付けることができる、といえそうである(注)。

b しかし、都道府県知事の認証の内容は、「その成果に測量若しくは調査上の誤り又は一定の誤差がある場合」に関するものである。測量の方法については、地籍調査作業規程準則において詳細に規定しているが、一筆地調査に関する規定はわずかに1か条である。これで、一筆地の調査すなわち筆界の認証ができるのかについて、大いに疑問がある。いくら精確な測量の成果を得ても、測量の対象が誤ったものであれば、砂上の楼閣である。

c 地籍調査は、その費用の大半を国が負担し、都道府県の監督の下で、市町村が実施し、その成果の送付を受けた登記所が、登記記録を修正し、地籍図を法14条1項地図として備え付けることによって、国民が登記事項証明書や地図の写しの交付等を受けるという方法によって地籍調査の成果

を利用する、という基本的な制度である。

地方分権が進行する中で、国と地方公共団体(都道府県及び市町村)は対等なパートナーと位置づけられている今日、このような地籍調査の体制で、「国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的且つ総合的に調査すること」とする国土調査法の立法目的を達成することができるのであろうか。

(注) 清水湛元民事局長は、「地籍調査の成果というのは総理大臣が認証しているものであり、その成果は正しいものとして、今後はこの地籍図に従って、登記所はもちろん、諸々の行政、市町村行政、県行政をやるということになっているわけです。ですから、制度的には非常にきちっとした制度を作ったのですが、現実には、……地籍調査の時に測量技術はいいとしても、筆界等についての調査の面が、果たして法律が期待するような形でされていたかどうか。具体的には、境界立会い調査とか、そういうものの正しい認定をきちんとやった上で測量をやったかどうか、というような問題があるわけです。」と述べている。

(6) 国土調査法に基づく登記手続

ア 法令上の根拠

a 国土調査法第20条第2項は、登記所は、「政令の定めるところにより」、都道府県知事からの送付に係る地図及び簿冊に基づいて、土地の表示に関する登記をしなければならない旨を規定している。

b これを受けて、国土調査法による不動産登記に関する政令(昭和32年政令第130号)が制定され、その第1条本文は、登記官は、国土調査法による不動産登記に関する政令第20条第1項の規定により地籍簿の送付を受けた場合において、①地籍簿に記載された土地の表題登記がないものであるときは当該土地の表題登記を(同条1項1号)、②土地の表題部の登記事項が地籍簿の記載と一致しないときは当該登記事項に関する変更の登記又は更正の登記を、それぞれしなければならない旨を規定している。ただし、地籍簿に記載されている事項が地籍調査の実施後に変更したと認められる

ときは、当該事項については、表題部の変更の登記又は更正の登記等をするを要しない(上記政令第1条ただし書)。

- c 国土調査の成果に基づく表示に関する登記の手續に関し必要な事項は、不動産登記法及び不動産登記令の定めるところによる(上記政令第3条)。

イ 職権による国土調査の成果に基づく登記

(ア) 立件手續

- a 国土調査の成果に基づく登記は、登記官が職権によってする登記である。したがって、国土調査の成果の写しが登記所へ送付された場合、登記官は、職権表示登記事件簿(不登規則18条6号、不登準則18条17号イ)に、登記の目的、立件の年月日及び立件番号並びに不動産所在事項を記録しなければならない(不登規則96条1号)。
- b 国土調査は、地番区域単位又は数個の地番区域を対象として実施されるため、数千筆の土地に関する地籍簿が登記所に送付されることもある。職権表示登記事件簿への記録は、一筆の土地ごとに立件番号を起番して記録するのが原則であるが、数千筆の土地について一括して記載された地籍簿が送付される国土調査の成果に基づく立件の手續は、便宜、一定の筆ごとに取りまとめて、一括して立件する取扱いが行われている。

(イ) 調査の手續

- a 国土調査の成果の写しが登記所へ送付された場合、登記官は、地籍簿に記載された土地が登記されていないとき、登記簿の表題部における土地の記録内容及び表題部所有者が地籍簿の記載と一致しないとき又は登記簿における所有権の登記名義人の表示が地籍簿の記載と一致しないときは、国土調査法による不動産登記に関する政令第1条第1項の規定によって、土地の表示に関する登記及び所有権登記名義人の表示の変更若しくは更正の登記をしなければならない。

したがって、地籍簿の送付を受けた登記所の登記官は、遅滞なく、地籍簿に記載された地籍調査前の土地の表示が表題部の記録内容と符合するか、地籍簿に記載されている地籍調査前の所有者の住所及び氏名が、登記記録の内容と符合するか、

地籍調査において合併があったものとして調査した土地について合併の禁止条項(不登法41条、不登規則105条)に抵触することがないかを、送付を受けた地籍簿等及び登記記録によって調査することになる。

- b 地籍簿と登記記録の内容が一致しない場合において、これが地籍調査の際の調査の粗漏に起因するときは、国土調査は膨大な国費等を投じた事業の成果であることに鑑み、直ちにこれを処理不能とせず、国土調査の成果をできる限り活用するという方針の下に、地籍簿を適宜補正した上で処理することが望まれよう。

なお、地籍調査の成果が登記所に送付された後に、当該成果に係る誤りが発見された場合は、市町村は、地方税法(昭和25年法律第226号)第381条第7項前段の規定に準じて、修正を申し出る取扱い(昭和38年4月5日経済企画庁総合開発局国土調査課長指示、昭和48年10月18日民三第7689号民事局第三課長通知)となっている。

- c 登記の実行時期については、特段の規定は存しない。しかし、国土調査法第20条第2項の規定の趣旨は、国土調査の成果を行政機関において最大限に活用するとともに、併せて不動産の現況をできる限り早期に公の帳簿(登記簿)に反映させることによって不動産取引の安全を図ろうとするものである。したがって、国土調査の成果の送付があったときは、登記官は、遅滞なくこれを調査して、その登記を実行するのが相当である。国土調査の成果の送付があった場合、当該土地について新たな登記の申請があったときは、遅くともその申請に係る登記を実行する時まで、国土調査の成果に関する登記を行う必要がある。

なお、国土調査の成果に基づき登記を要する土地について、登記事項証明書又は要約書の交付の請求があったときは、新たな登記を先にすることなく、これらの交付請求に応じて差し支えないと解される。

- d 登記官は、表示に関する登記をする場合は、原則として、実地調査(不登法29条)を行わなければならない(不登規則93条本文)。しかし、地籍調査の成果の正確性については、法令上の根拠ないし担保がある建前となっている(前記(5)のオ

参照)ので、登記官は、実地調査をするまでもなく、その成果に基づいて、直ちに登記をして差し支えない。

- e 国土調査に関する登記は、国土調査法第20条第1項の規定に基づき、国土調査の成果が送付された場合、同条第2項及び国土調査法による不動産登記に関する政令第3条の規定に基づいて、登記官が職権とする登記であって、国土調査の成果の写しの登記所への送付は、不動産登記法第16条が規定する、都道府県知事からの登記の嘱託ではない。したがって、国土調査に関する登記については、上記aの調査の結果、不動産登記法又は不動産登記規則の規定に抵触する場合であっても、不動産登記法第25条及び不登令第20条の規定の適用がないので、却下処分をすることはできない。

(ウ)地籍図の調査

- a 地籍図は、調査図素図としての地図又は地図に準ずる図面を基礎として(作業準則16条)、一筆の土地ごとに、所有者その他の利害関係人又はこ

れらの者の代理人の立会いを得て、客観的に存在する既存の筆界を確認し(同準則23条)、その筆界が現況と異なる場合においては、分筆(同準則24条)、合筆(同準則25条)等の調査により土地の利用関係に合致した筆界に修正した上で、作成されるべきものである。したがって、地籍図は、結果的には、現状における最も正確な土地の位置及び区画等を描画した地図ということができよう。

- b そうすると、登記官は、国土調査法第20条第1項の規定に基づき送付を受けた地籍図について、これを地図に準ずる図面と形式的に比較することによって地籍図の内容の適否を判断することの是非が問題となろう。そして、地籍図の描画内容が、地図に準ずる図面と形式的に齟齬することを理由に、国土調査法第20条第2項の規定に基づく登記をしないことは、同項の規定の趣旨に照らして問題があろう。

登記官は、地籍図に表示された一筆ごとの土地の位置及び形状等について、地図に準ずる図面との照合、調査を行うことは、特段の事情がない限り、必要はないものといえよう。

法務省主唱・第70回“社会を明るくする運動”

～ 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

法務省保護局更生保護振興課

“社会を明るくする運動”とは

“社会を明るくする運動”は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。法務省が主唱し、今年で第70回の節目を迎えました。

第70回運動の推進について

第70回運動は、次の5つの取組に力を入れて推進してまいります。

- ①犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、広く知ってもらい、理解を深めてもらうための取組
- ②保護司、更生保護女性会会員、BBS会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアのなり手を増やすための取組
- ③犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に支え手として加わってもらうための取組
- ④民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組
- ⑤犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組



第70回“社会を明るくする運動”ポスター

SNSを活用した広報活動について

本運動が第70回目を迎えたことを契機として、「法務省保護局公式Instagram」を開設しました。今後は、既に開設済みの法務省保護局公式Twitterに加え、Instagramも活用して、国民の皆様にご近所感を感じていただけるよう、更生保護ボランティアの素顔や更生保護活動の魅力などを中心に発信してまいります。

更生保護について、SNS等で発信された情報をフォローしていただくことは、一人ひとりにできる本運動の取組の一つです。以下のQRコードからアクセスしていただき、閲覧、フォロー、リツイート等をしていただくよう、御協力をお願いいたします。



法務省保護局
公式Instagram



法務省保護局
公式Twitter



法務省
ホームページ

東京土地家屋調査士会

平成20年4月、東京土地家屋調査士会会員の永年の念願であった自前の会館が竣工し、港区新橋から千代田区三崎町へ事務所を移転して、早くも12年がたちました。平成30年1月1日には町名変更があり、「東京都千代田区三崎町」から「東京都千代田区神田三崎町」になりました。

東京土地家屋調査士会の事務局は、昨年7月に杉山前事務局長が定年を迎え、現在、吉本新事務局長を始めとして、作宮・原田主任、武田・寺岡・濱屋・江島・川越各職員の計8名により、会務運営に係る種々の事務に携わっています。

事務局の職務分掌は、大きく分けて庶務と事業の二部門から成り立っており、庶務部門では総務全般・登録事務・会員指導等の事務や苦情案件を扱う「総務部」及び会計・申告実務・用紙類の頒布・各種保険等の事務全般を扱う「財務部」で、また、事業部門では各種研修会・相談業務等を扱う「研修部」、土地家屋調査士業務の調査・研究等を扱う「業務部」、会報の発行・ホームページの運営等を始めとする制度広報活動全般・他士業・公嘱協会等との連絡や境界紛争解決センター関係の事務を扱う「広報事業部」の合計五部にて構成されています。

会館の4～6階には日本土地家屋調査士会連合会が、また、7階には一般社団法人東京公嘱託登記土地家屋調査士協会が入居されており、連合会及び東京公嘱協会の役員及び事務局職員の皆さんや、全国の土地家屋調査士の方々とお会いし、それぞれの地域ごとに特色のあるお話をお聞きすることもできる日々です。

今後も、会員の皆様方に親しまれるような事務局を目指し、職員一丸となって、より一層の円滑な会務の処理に努めていきたいと思っています。

【東京土地家屋調査士会連絡先】

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番
10号 土地家屋調査士会館

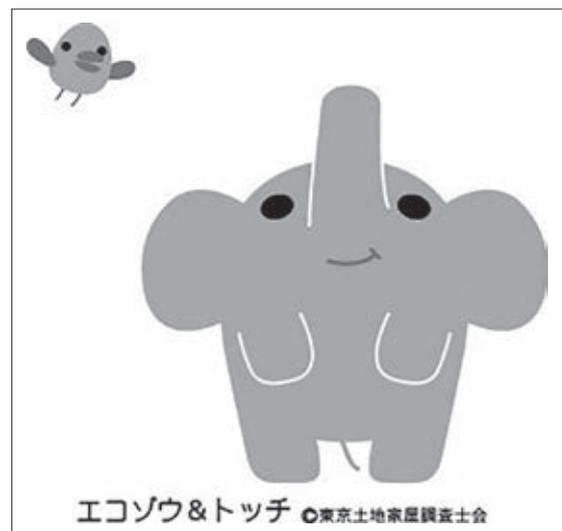
TEL：03-3295-0587 FAX：03-3295-4770

URL：http://www.tokyo-chousashi.or.jp/

E-mail：info@tokyo-chousashi.or.jp



当会会館の外観です。



当会のオリジナルキャラクターです。
象の名前は「エコゾウ」、お友達の鳥の名前は「トッチ」と言います。

神奈川県土地家屋調査士会

神奈川県土地家屋調査士会は、横浜駅から15分ほど歩いたところ、旧東海道沿い浅間神社の近くに所在しています。最寄りの横浜駅は、筆者が学生の頃から30年余りどこかで必ず工事を行っており、日本のサグラダ・ファミリアなどと揶揄されています。5月末にはJR横浜タワーが開業される予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い開業が延期されました。

会の近くには新田間川緑道があり、春には桜が咲き誇り私たちを楽しませてくれています。この緑道は、昔の運河を埋め立てた場所で、その名残なのか数年前までは緑道近くに材木屋さんもありました。

そのようなロケーションの中、神奈川県土地家屋調査士会事務局では、小杉事務局長、山下次長、坂牧、和泉原、松元各職員の計5名体制で会則により規定された業務分掌(総務部、財務部、業務部、広報部、研修部)に基づき、それぞれの担当部署を決め執務を行っています。

現在の会員数は土地家屋調査士会員822名、法人会員28法人となっており、10年前には905名いた土地家屋調査士会員が、この10年で822名まで大きく減少してしまい、減少傾向が更に続いていることから今後は懸念されています。また、平成8年当時、17あった支部は再編が行われ、現在では12支部となっています。

本会の会館は昭和58年10月に竣工されました。当

時の記録を振り返り会館完成までの経過を確認しますと、「自前の会館を！」との機運が会員において高まり、昭和42年の第18回定時総会において会館建設資金として証紙(申請書に貼付し会員であることを証する紙片)資金を充当することが承認されました。それから3年後の昭和45年の第22回臨時総会において証紙の値上げと会館建設が承認され、昭和48年には横浜市中区元町に会館敷地を取得しました。しかしながら、紆余曲折があり昭和54年には当該敷地は売却されました。その後、会館の規模等を見直し、昭和57年6月に現在の会館が建っている横浜市西区楠町の土地を取得し、翌年の3月に起工式が行われ、10月に長年会員が待ち望んだ会館が完成しました。平成17年には、境界問題相談センターかながわ開設のため1F駐車場部分に建物を増築し現在に至ります。

会館は少しだけ古いですが、自前の会館を建てたいと熱意を持って邁進された会員の皆様に感謝しながら、愛着のあるこの会館で今後も会務における事務事項について円滑な処理を進められるよう務めていきたいと思っています。

【神奈川県土地家屋調査士会連絡先】

〒220-0003 横浜市西区楠町18

TEL : 045-312-1177 FAX : 045-312-1277

URL : <http://www.kanagawa-chousashi.or.jp/>



三重県土地家屋調査士会

三重県土地家屋調査士会事務局は4名の女性スタッフで業務を行っております。

事務局員紹介

伊藤事務局長 2006年入局
藤浦局員 2008年入局
若林局員 2013年入局
喜田局員 2015年入局

ちなみに、今回集合写真と一緒に写っている三重会応援団団長(プロフィールより)、「測っ虎(はかっとら)」。事務局紹介にも張り切って参加してくれましたので少しご紹介を。

名前の由来…津藩祖藤堂高虎公にあやかっています。

性別…男性

誕生日…2013年8月27日(乙女座)

身の丈…6尺9寸(目方は秘密)

モットー…何事にも前向き

長所…陽気でオープン

短所…お酒を飲み過ぎると大トラになる。

好物…津うの鰻

近況…小説の主人公になったり、実はラインスタンプも…

事務局の皆さんから一言

- ・事務局の皆さんで土地家屋調査士会員に対して感じること。

幅広い法律の知識と理解、時代や地域の実状に沿った対応等、大変にエネルギーの必要な業務であると感じております。時にヒルとも戦いながらの山間部調査のお話に驚いたことも。

- ・事務局業務について今後の抱負等

30代以降の幅広い年代の4名が、ネックになり得るジェネレーションギャップを強みに変え、明るく助け合って業務に邁進しております！

3月、4月は会議や相談会が中止になり、定時総会への対応等いろいろとありましたが、会員の皆様、補助者や御家族の方々の安全な暮らしが早く

戻りますように、また、会員の皆様、地域の皆様のために今後も事務局業務を行っていききたいと思います。

土地家屋調査士会員は事務局の皆様の日頃の業務によって安心して仕事が行えます。事務局の皆様何時もありがとうございます。そしてこれからもよろしくお願いたします。



集合写真

向かって右から伊藤事務局長、藤浦局員、若林局員、喜田局員



事務局内

兵庫県土地家屋調査士会

兵庫県は、29市、12町で構成されています。面積は、8,396 km²で北は日本海に面し、南は瀬戸内海から淡路島を介して太平洋へと続いています。

兵庫県は、大都市から農山村、離島まで、様々な地域で構成されており、多様な気候と風土を通して、海水浴やスキー、温泉などの多彩なレジャーが楽しめることから、「日本の縮図」といわれています。特に、歴史や風土、産業などの違いから、摂津(神戸・阪神)、播磨、但馬、丹波、淡路の個性豊かな5つの地域に分けることができます。様々な地域に個性的な特徴があるとともに神戸牛、灘五郷の酒、老舗の洋菓子、明石の鯛・たこ、淡路の鱧、日本海の蟹等地域ごとの名物も多岐にわたります。

また、日本のほぼ中心に位置し、1868年の神戸港開港以来、日本の玄関口として、世界や日本各地との陸、海、空の交通アクセスが整備されてきました。また、兵庫を通じて、映画やゴルフをはじめとする欧米の文化が日本各地へ広がるとともに、カラオケやアニメーションなどの日本文化が世界に広がっていきました。

兵庫会事務局ですが、神戸地方裁判所、兵庫県弁護士会館に隣接し、近くに兵庫県司法書士会館、神戸市立中央図書館、神戸文化ホール、楠木正成を始祖とし神戸市三大神社の一つで参拝者が絶えることがない湊川神社があります。交通は、JR神戸駅、神戸高速鉄道高速神戸駅(東からは阪急・阪神電車神戸線、西からは山陽電鉄が乗入、北からは神戸電鉄と連絡)から徒歩約10分の恵まれた地域にあり、土地約228 m²に築11年鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付3階建、建築面積153.72 m²、延床面積596.39 m²の建物はいずれも自己で所有しており、1階がロビー及び駐車場、2階部分が役員室及び事務

局事務室、3階が小会議室兼面談・相談室、相談者等控室2室及びセンター事務局事務室、地下1階が会議室(約70名)となっております。

職員は事務局長以下5名(男性2名、女性3名)の事務局員が勤務し、会創設から70年、強制会となって14代目の会長の元で県内10支部674名(令和2年4月1日現在)の会員、年間予算約12,000万円の円滑な会務運営並びに会員の皆様が少しでも快適に業務を行い、目標を達成することができるよう日々心掛けて業務に励んでまいりたいと考えております。



福島県土地家屋調査士会

地元では、福島、「ふくしま」、「福」があふれる「島」とはいいますが、多くの皆さんが一番知っているふくしまは、東日本大震災関連ではないでしょうか。いまだ立入りが制限されている帰還困難区域があり、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業や、地震からの復興作業も続いております。

日本地図でいいますと、東京の上の方にポツンと水たまり(猪苗代湖)があって、その周りを囲むように13,780平方キロメートルと全国3番目の広さとなっております。

県内は大きく3つの地域に分けられ、太平洋に面した温暖な気候の浜通り、東北新幹線、東北自動車道の沿線上の中通り地方、鶴ヶ城、戊辰戦争と歴史があり、雪深い会津地方があり、それぞれ独特の地域性を持っています。

東北の最南端に位置し、東北新幹線を使えば、福島から首都圏まで100分程度で行くことができ、非常に交通の便がよいところです。観光では、吾妻連峰や会津磐梯山といった名峰をはじめ、有名な尾瀬ヶ原、猪苗代湖、コバルトブルーの神秘的な五色沼、県内の至る所で湧き出している温泉など、豊かな自然に囲まれ、沢山の観光客が訪れます。

また、もも、なし、りんご、サクランボといった果物の名産地でもあり、花が咲く春先には、“福島に桃源郷あり”と称されるほど綺麗な花が咲き乱れ、多くの写真家がシャッターチャンスを狙ってやってきます。

今年はNHKの「連続テレビ小説」で福島県出身の作曲家、古関裕而さんをモデルにした「エール」が放送されています。古関さんの作品の多くは、応援歌、行進曲です。夏の甲子園で流れる「栄冠は君に輝く」は有名な曲です。また、いろいろな学校の校歌も作曲されています。福島についてのご紹介はこのぐらいにして、本会の有能な事務局職員についてお話をいたします。

事務局は、3名の職員で事務を行っております。それぞれが、各部をサポートしており、役員一同、大変助かっております。しかし、実際に役員になって、本会に行ってみないと事務局の方々の忙しさや苦労は分からないものです。私も役員になって本会に行くようになって初めて分かりました。

昨年から事務長を務めます渡辺さんは、ADR及び政治連盟を担当、事務局全体の把握に努めています。経験も豊富で、困ったことや、我々役員が忘れてい

るようなことも即座に対応してもらっております。

渡辺さんとほぼ同じ期間を勤めている佐藤さんは、総務、広報を担当しております。仕事が早く、会議中に欲しい資料があったときにもすぐに対応してもらっております。また、役員が忘れていたようなことも、それを指摘してくれて、大いに助けられております。

最後に紹介します小野さんは、3人の中では一番新しく職員に採用された方です。経理のエキスパートとして経理部を担当しております。予算の執行に目配りをされております。会議で本会に行くことが楽しいメンバーとなっております。

以上が簡単ではありますが、事務局の紹介をさせていただきました。

本会の会員数はご多分に漏れず減少傾向にあり、現在は256名(R2.3.31現在)となっております。人口減少に伴い、会員数も減少していくのはしょうがないとしても、なんとか、その減少数を少なくしていく努力は必要かなと思います。ラジオCMや新聞広告などメディアを利用して、多くの方に知っていただきたいと思います。

最後に、このような福島と福島会事務局ですが、是非皆様、お気軽に立ち寄っていただき、事務局と交流願えればと思います。



左から、佐藤、渡辺、小野



愛しき

続!! 我が会、我が地元

Vol. 77

旭川会 『るもいは北海道の左上』

旭川土地家屋調査士会 広報部長 山田 篤

土地家屋調査士制度制定70周年と聞き、北海道命名150周年が記憶に新しいことを思い出しました。私は「北海道の左上」留萌市に事務所を構えています。昔ニシン漁が盛んだった土地で、現在では塩かずの子生産量日本一のまちです。留萌の名はアイヌ語で「潮の静かに入る所」を意味する「ルルモッペ」に由来します。松浦武四郎はこれに「留萌」という漢字を当てました。武四郎は北海道及び道内11か国86郡の名付け親であり、蝦夷地だったその昔、1日60キロから70キロのペースで道内の荒野を歩き回った探検家です。膨大な書籍を残した著述家でもあり、訪れた土地を詳細に調査し、地図や資料にまとめた地理学者です。さらにはアイヌ語を研究した言語学者でもあるとして北海道では有名です。

余談ですが、私の場合、旭川から小樽までの170キロを5日かけて歩きましたが、荷物が重すぎたのか1日30キロほどが限界で、こんな苦行は最初で最後になりました。

そんな松浦武四郎は1845年から49年にかけて3度蝦夷地を探検しています。身長150センチの小柄な身体で、並はずれた健脚の持ち主、江差から樺太に、オホーツク海岸から知床岬に、択捉、国後にと、武四郎の足跡は蝦夷地全域に及んでいます。

武四郎は常に1冊の手帳を懐に入れ、目に触れるもの耳にするもの全てを図や文にして書き留めており、この間に作成した書物は「初航蝦夷日誌」から「三航蝦夷日誌」まで全28巻など膨大な量です。まさに著述家です。

地理学者としても優れていて、武四郎が単身蝦夷地をくまなく調査し出版した「蝦夷大概図」は詳細に山脈、水脈、道路、村落が書き込まれており、我が国最初の北海道全図といわれています。

1856年(安政3年)、武四郎は39歳で第4回目の蝦夷地探検に臨んでいます。このとき石狩から一旦内陸に入りルルモッペ(留萌)へと出て、そのまま海岸沿いを北上しています。武四郎は蝦夷地探検に際

してはアイヌと常に行動を共にしていました。アイヌ語の研究も積み重ね自由に話せるようになっており、アイヌの人々への尊敬の念が感じられます。

1858年、6回目の蝦夷地調査では「東西蝦夷山川地理取調図」を作製しています。蝦夷地の地図は伊能忠敬や間宮林蔵などの測量で海岸線はほぼ正確になりましたが、武四郎の努力で内陸部の状況も詳細に図示されています。28枚からなる当時最大の蝦夷地図で、9,800のアイヌ語地名が紹介されています。

1869年(明治2年)、明治政府は北海道開拓使を設置。幕府時代から蝦夷地探検の第一人者であった武四郎は開拓判官として採用されます。この時52歳。

同年8月15日、武四郎の提案を基にして蝦夷地を「北海道」と改称し、さらに道内を11か国86郡としました。その全ては武四郎の原案通りアイヌ語を基にして命名されています。北海道の命名については「北加伊道」案が採用され北海道に決定しました。武四郎はアイヌの長老から「この地に生まれた者をカイと呼ぶ」という話を聞いたことから「北加伊道」の名を発想したといわれています。

このため北海道には松浦武四郎ゆかりの地が多数存在します。そのうち留萌管内には小平町と天塩町に銅像が建てられ、彼の偉業を称えています。

留萌管内は「北海道の左上」です。南から、増毛町、留萌市、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町と南北に8市町村が連なります。草原や



小平町松浦武四郎の銅像

湿原、山に川、田畑や果樹園と、豊かな自然環境に加え、全ての市町村が日本海に面しており、多様な食と絶景、文化を堪能できます。



留萌市黄金岬の夕日

今も変わらず日本海に沈む夕日は美しく、世界三大波濤といわれる大波は冬の留萌の名物です。いつか皆さんも「北海道の左上」を体験しに訪れてください。



留萌の波濤

徳島会 『土地家屋調査士PR活動報告』

徳島県土地家屋調査士会 広報部次長 前田 和俊

当会で昨年行った土地家屋調査士PR活動の内容を紹介させていただきます。

■無料相談会の開催■

徳島地方法務局庁舎と調査士会館の2箇所で開催された無料相談会を行いました。法務局での相談は日曜日に開催され、4件の相談があり土地家屋調査士1名で対応して行いました。調査士会館で行った相談は、平日でしたが8件の相談があり2名の土地家屋調査士で対応いたしました。

■新聞広告等の掲載■

徳島県内で最も購買率の高い徳島新聞にカラー広告、社名広告を掲載し、合計年7回の新聞広告を利用した広報をいたしました。また、地域密着型のラジオ局である四国放送ラジオで15秒ほどのCMですが、月平均3本のペースで放送いたしました。

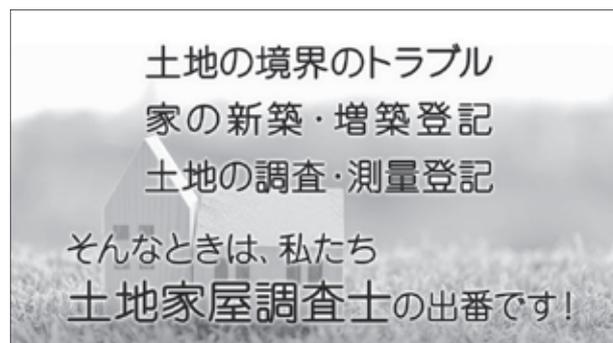
新聞広告もラジオ放送もなかなかの経費がかかるのですが、県民の注目する広告媒体としては有効と考えて毎年行っております。

■市町村役場の窓口封筒広告■

徳島市役所、小松島市役所、鳴門市役所、阿南市役所の人口が比較的多い4つの市役所に窓口用封筒への広告掲載をいたしました。

■徳島中央郵便局でのディスプレイ広告■

徳島中央郵便局は県内最大の郵便局で徳島駅にも近く、人の出入りにおいては、役所と同等くらいの多くの人が行き来があります。待合いロビーの液晶画面ディスプレイにて放映する「デジタルサイネージ広告」は平日で1日平均100回以上放映しています。



デジタルサイネージ広告

■徳島バスの広告■

電車などの交通機関の整備が遅れている徳島ではマイカー移動する県民がとて多く、車を運転していると横付けするバスに広告がペイントされているのはよく目にします。

徳島バスの2路線に横シート広告をしました。



バス広告

■徳島会報の作成■

徳島会報を年1回のペースで発行しています。

会報は会員以外には徳島地方法務局、四国他県の土地家屋調査士会、司法書士会、徳島会顧問の議員の先生方に配布させていただいております。

■法務局との活動■

- ・「未来につなぐ相続登記」促進プロジェクト協議会への協力
- ・徳島地方法務局において促進プロジェクト協議会に出席
- ・法定相続情報証明制度のPRのため、法務局職員と司法書士担当者と市町村を訪問

■土地家屋調査士制度制定70周年■

当会では70周年記念品としてUSBメモリーに土地家屋調査士70周年のロゴを入れたものを作り、配布することにしました。USBメモリーは意外と重宝されるので、(別添写真)配れば大事に使ってもらえると思っております。

70周年記念事業としては、寄附事業として本県の南に位置する阿南市役所(打診中)の庁舎の表題登記をすることを予定しております。最近新築された建物でデザイン性も富んだお洒落な今風の建物で登記するものを苦しめるような構造をしております。これぞ土地家屋調査士の腕の見せ所とばかりに選定した次第であります。予定としては建物図面を作成し、そこにVRS測量で高さを持たせ減災の一助になるような登記モデルを作れないかと試行錯誤しております。



制度制定70周年記念グッズ(USBメモリー)

〈むすび〉

記念事業として県庁や市役所の庁舎を登記しようと物件の選定作業に入った時に、公共官庁の庁舎が国民の財産であるにもかかわらず、いかに登記が出来ていないものであるかというのを目の当たりにして愕然としてしまいました。官有ということで担保とするような建物にはなかなか得ない建物だったとしても国民のお金を使って建てている建物くらいは、登記で誰が所有している建物ということを公示してほしいと強く思いました。

これからの広報活動としては、登記というものが強く意識されるような方向で広報活動を進めていければと思っています。

会長レポート

REPORT

5月16日
～6月15日

5月

19日

第77回定時総会の開催方法等に関する打合せ

第77回定時総会は、コロナウイルスの関係から規模の縮小によって開催しなくてはならなくなりました。ブロック協議会会長の皆様の要望を受け開催方法等協議いたしました。

22日

第1回正副会長会議

第77回定時総会の開催方法について、全国50会の会長に出席いただきたいと考えていましたが、コロナウイルスの関係で、総会構成員の皆様に、東京近隣の4会長又は私へ委任いただく方向で開催にこぎ着けたいということを経験いたしました。

26日

法務省民事局民事第二課との打合せ(地積測量図の登記所備付けについて)

土地家屋調査士の日頃の業務において積み上げられている筆界確認や測量の成果をどのようにしたら活用することができるのか、意見交換をいたしました。より多くの地積測量図が法務局に収められる手立てを探っていきたいと思います。

28日

法務省民事局民事第二課との打合せ(第13回法制審議会民法・不動産登記法部会について)

2月以降延期となっていた法制審議会民法・不動産登記法部会が再開されることとなりました。パブリックコメントの結果、次回の審議会の進捗につき説明いただきました。

6月

1日

第77回定時総会の開催に関する打合せ

総会の開催について、議案の提案方法、委任の方法、WEBの利用など、また出席する執行部側の役割等協議いたしました。

2日

第13回法制審議会民法・不動産登記法部会

パブリックコメントの結果を受け、今回は共有制度及び財産管理制度の見直しについて、審議いたしました。コロナウイルスの関係から、ソーシャルディスタンスを確保しマスクを着けて、一部の先生方はWEBでの参加となりました。

第77回定時総会の開催に係る打合せ

総会に出席予定の4会の会長と役員、事務局と共に定時総会の開催方法等について、協議いたしました。総会構成員からの受任の方法、議事の進行、WEBの使用、事前質問への対応等、協議をさせていただきました。出席者全員、今回の総会の内容を、総会構成員の皆様に、きちんと伝えたいという気持ちであったと思います。

2日、3日

第1回監査会

緊急事態宣言が解除されましたが、まだまだコロナウイルスには注意しなければならない中、監事の皆様に監査をしていただきました。私たち役員・事務局の一年間の会務執行に、率直な意見と、評価をいただき、定時総会において、監査報告をしていただきます。

9日

第2回理事会(電子会議)

第77回定時総会の提出議案、開催方法等について、審議し決定いたしました。総会は、変則的な開催方法となってしまいましたが、現執行部の1年間の会務報告、会則等の改正、事業計画予算案を総会の場で審議いただきます。よろしく願いいたします。

11日

第77回定時総会事前説明会(電子会議)の開催

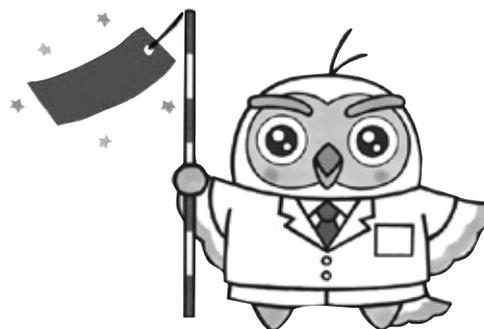
全国の会長、代議員の皆様から頂いた、定時総会の報告事項、議案に対する質問要望に対しWEBを使用した方法で、回答をさせていただきました。

事前に回答するというのは、今回少人数での開催のため、皆様に少しでも分かりやすい説明をしたいと思行わせていただきました。お時間の無い中、多くの皆様に参加いただき、ありがとうございました。

15日

第2回常任理事会

正副会長、常任理事と共に各部の報告を行い、明日に迫った総会の議案、質問等に対する回答について、改めて精査いたしました。皆様の協力によって、ここまでたどり着けたと思っています。明日の総会では、私、そして執行部の思いが全国の皆様に届くよう願っています。



広報キャラクター「地蔵くん」

**5月
18日**

第1回業務部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 令和2年度業務部事業計画における各事業項目について
- 2 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡について
- 3 登記測量に関する事項について

20日

第1回研究所会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 令和2年度の研究所事業及び研究方針について
- 2 第77回定時総会の質問事項等の対応について

22日

第1回正副会長会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 第77回定時総会の開催及び運営方法について
- 2 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う今後の連合会の会務等について

6月**1日**

第2回財務部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 財政の健全化と管理体制の充実について
- 2 福利厚生及び共済事業の充実について
- 3 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保について

2日、3日

第1回監査会

4日、5日

第1回総務部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 第77回定時総会の対応について

- 2 第78回(令和3年度)定時総会の日程及び会場について
- 3 大規模災害等における被災会員に関する被害状況報告への対応について
- 4 総務部において検討している事項について
- 5 電子会議システムの構築について
- 6 土地家屋調査士会等からの照会対応について
- 7 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正に伴う連合会費の納入について
- 8 令和2年度第1回全国会長会議について
- 9 令和2年度連合会各種会議の予定について
- 10 総務部と財務部の合同打合せについて(財務部)

8日

研究所各テーマ合同会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 令和2年度研究所各研究テーマにおける中間報告について

9日

第2回理事会(電子会議)

<審議事項>

- 1 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)について

<協議事項>

- 1 第77回定時総会の対応について
- 2 第77回定時総会事前説明会の対応について

第2回理事会における業務執行状況の監査

10日

第6回調測要領委員会(電子会議)

<協議事項>

- 1 (仮称)「新調査・測量実施要領」について

15日

第2回常任理事会

<協議事項>

- 1 第77回定時総会の対応について

ケガや病気による
入院・通院に
備えておきたいな。

団体総合生活補償保険が
お役に立ちます！

登記誤りを起こして
しまい、顧客から
損害賠償請求を
受けてしまった。

土地家屋調査士賠償責任保険が
お役に立ちます！

土地家屋調査士を
取り巻く
さまざまなリスク
その時
お役に立ちます！



所得補償保険がお役に立ちます！

ケガや病気で入院。
その間の収入を
どうしよう。。。

測量機器総合保険
(動産総合保険)がお役に立ちます！

測量中にうっかり
測量機器を破
損してしまった。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【お問合わせ先】

<代理店・扱者> 有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階

<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課

B19-102724 使用期限 2020年10月1日

令和3年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内

明海大学不動産学部は、日本土地家屋調査士会連合会(日調連)との協定に基づき、団体会員の子弟及び関係先の子弟等を毎年受け入れています。不動産関連業界の人材育成・後継者養成のため、明海大学不動産学部の企業推薦特別入学試験制度の活用をご検討ください。

出願要領

◎**出願条件**：出願資格(詳細は入試要項をご確認ください)のいずれかに該当し、かつ、出願条件(ア)及び(イ)を満たす者

(ア) 明海大学不動産学部不動産学科での勉学を強く希望し、第一志望として入学を志し、合格後の入学を確約できる者

(イ) 日本土地家屋調査士会連合会(日調連)から推薦を受けられる者

推薦条件：土地家屋調査士を志望し、大学卒業後に土地家屋調査士業務に従事することを希望する者

◎**試験科目**：小論文及び面接 ※小論文・面接、提出書類等の評価を総合的に判定し、合否を決定します。

◎**願書受付期間等**

A日程 (1)願書受付期間…2020年10月29日(木)～11月11日(水)(出願書類提出は日調連宛・郵送必着)

(2)試験日…2020年11月29日(日) (3)合格発表日…2020年12月3日(木)

B日程 (1)願書受付期間…2021年2月22日(月)～3月3日(水)(出願書類提出は日調連宛・郵送必着)

(2)試験日…2021年3月18日(木) (3)合格発表日…2021年3月19日(金)

※募集人員は20名(A・B日程合計)です。

出願をご希望の方 まずは、入試要項をお取り寄せください！ 詳細をご確認ください。

入試要項のお取り寄せ・お問い合わせは 日本土地家屋調査士会連合会(日調連)

または 明海大学浦安キャンパス 入試事務室 047-355-5116 (直)

明海大学 浦安キャンパス OPEN CAMPUS 2020

7/26(日)、8/23(日)、9/27(日)、10/11(日)、11/3(火・祝)

各日程 10:00～15:00 事前予約不要

◎当日は、個別進路相談やキャンパスツアー、学食体験などにご参加いただけます。

詳細については、本学公式ホームページ(<https://www.meikai.ac.jp>)をご覧ください。

☆途中参加でも多くのプログラムに参加可能です。

※プログラムの内容などは変更する場合があります。

以上

「現場管理業務が将来の仕事の質を極める」

日本土地家屋調査士会連合会 業務部理事 古田 潤

皆様はどうやって自分の事務所の現場業務管理をされていますか？

受託件数が増えてくると、過去の資料が事務所内の棚、押し入れの段ボール等で山積みになってきます。事件簿、請求書の綴り、筆界確認書の写し等紙資料はPDFファイルに、CADソフト内のSIMAデータ等も電子データとして保管されている事務所も多いかと思われます。しかし、それはそれでデータ管理していくファイリングテクニックとして、人それぞれ頭を悩ませているのではないのでしょうか。

そういった悩みを解決するツールとして、土地家屋調査士がデータを管理しやすいシステムがGIS (Geographic Information System)です。そんなことは当然だと言われる会員の方には、釈迦に説法となるかもしれませんが、GISソフトを利用することで、画面に表示された地図上で現場管理ができるようになります。例えば「あの町のあそこの角の分筆登記だったな、隣の人がうるさくてな～」といった具合に画面上で明確に現場の詳細を一瞬で思い出すことができます。そのうえ、データベースソフトを利用して、現場名、所在地番だけで現場管理していく方法に比べ、10年後、20年後の再依頼や近隣の業務依頼の測量をする場合、GISソフトを利用することで格段に業務の効率化を図ることが可能です。

私の所属する支部では、支部会員有志でオリジナルのGISソフトを採用し、個人情報保護上問題にならない範囲で自分の現場データを共有しています。

また、自分の事務所の必要な現場データを地図上に登録することで、いつでも検索、印刷が可能となり、データ管理の効率化に役立っています。

しかしながら、有志によってある程度の費用を捻出し、システムを運用しているため、問題点も多くあります。最初はうまくいっていたのですが、最近では共有サーバーの管理費用、セキュリティ対策、また、基盤地図データ(昭文社のマップル)が更新されず登録した現場データとベース地図に食い違いが出てくる等、管理運営に少し困っている状況でした。そんな中、登場したのがこの日調連が提供する「調査士カルテ Map」です。

元々GISソフトについては様々なものがあり、実に1,000万円を超える高額なものから、フリーソ



フトまで存在します。しかし、安価で十分な地図機能を備え、ベース地図も常に最新のものに更新され、さらに情報量の多い住宅地図上で現場管理が行えるソフトは、この「調査士カルテ Map」以外は見当たりません。何しろ一番のメリットはデータ管理上でのセキュリティです。管理ソフトとして考えた場合、個々の事務所がそこに大きな費用を割くことは難しいでしょう。しかし、市販の安いソフトでは一番大切な事務所のデータの安全が確保できません。

「調査士カルテ Map」では、現場資料のPDFファイルのほか、基準点・筆界点等のSIMAデータの登録等ができます。日調連業務部では、各単位会にも協力いただきながら基本三角点等の情報共有化について、仕様変更、運用方法等の検討を進めています。今後、基本三角点等の情報共有ができれば、各事務所の業務効率化のみならず、災害時等を見据えた社会貢献の情報ツールとしても期待が持てます。是非この「調査士カルテ Map」をデータの保全、業務効率化のためにGISソフトとして利用していただきたいと思っています。

私の利用方法の一例として、「調査士カルテ Map」を隣接所有者が不明な場合の検索に役立てています。近年、空き家、相続放棄地等が加速度的に増加し、私たちの日々の業務に支障が出てきました。その中で、隣接者が登記簿上の県外住所に本当にお住まいなのか？聞き取りによる住所変更後の所在地に本当に隣接者の家があるのか？全国の住宅地図を備えた本システムでは表札情報検索機能での調査も可能です。また、ブルーマップを重ねることにより不明者の登記情報の検索にも利用できます。少ない情報の中で、所有者不明土地問題と共存していくことになる私たちにとって、重要なツールの一つとなるのです。是非、業務ツールとしてご検討ください。

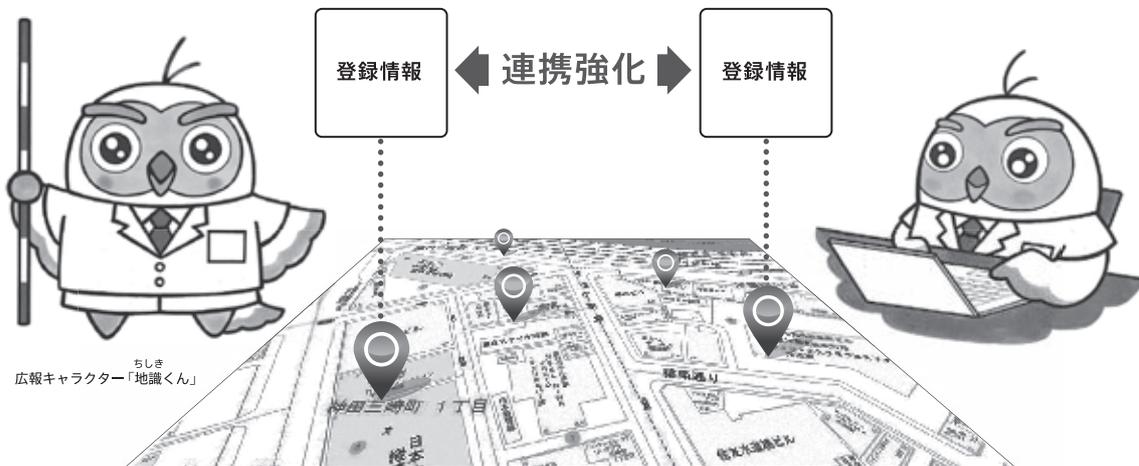
日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査士カルテMap

住宅地図・ブルーマップ
全国閲覧可能！
※ブルーマップはゼンリン保有地区に限る

著作権許諾証つき
地図印刷！

地図上で事件簿
管理ができます！

SIMA図示や
多彩な地図検索！



「業務効率化」と「成果保全・管理・活用」を同時に実現

このシステムの活用が所有者不明土地・空き家・空き地課題への対策・対応の一手に！

全国閲覧可

負担月額 **3,000**円(税別) ◀ **まずはご登録を！**
お申し込み月の月末まで無料期間

- Web アプリケーションのため、通常のインターネット環境があればご利用が可能です。
- お申し込みには「所属土地家屋調査士会名」と「登録番号」が必要となります。

詳細・お申し込みは、日本土地家屋調査士会連合会 WEB サイトをご確認ください



日本土地家屋調査士会連合会

▼連合会 HP 右下のこちらのボタンをクリック



【お問合せ】

日本土地家屋調査士会連合会
「調査士カルテ Map」問合せ窓口

E-mail kartemap@chosashi.or.jp

システム説明会
開催

「調査士カルテMap」システム説明会開催の

ご相談受付中!

ゼンリンから
講師派遣します

無料

●詳しくはお問合せください → mail:kartemap@zenrin.co.jp

若い時から老後を考えることが必要

旭川会 梅野 新

旭川土地家屋調査士会の梅野です。会報誌への掲載というお話をいただいたときには、何をどう皆さんにお伝えすべきか悩みましたが、私自身の想いや経緯をお伝えすることで、国民年金基金に関心を持っていただければと思い、原稿を書かせていただきます。

私は現在46歳で、土地家屋調査士を開業させていただき、ちょうど20年となります。私が開業した当初は年金など遠い未来の話であると考えており、年金なんてまだまだ先の話なので、さほど興味もなく「今からそのような心配はする必要はないのではないか。」と考えておりました。若い方なら同じかと思いますが、老後のことよりも今日、明日の仕事を順調に軌道に乗せる方が先決であると思っていたのです。

開業して間もなく、旭川土地家屋調査士会の総会で国民年金基金のPRがあり、パンフレットをもらい総会後の懇親会で先輩諸兄に「これって何ですかね？入った方がよいのですか？」とざっくりばらんに聞いてみたところ、「今は考えられないかもしれないが、入っていて損はないと思うよ。」との回答でした。

私の父は司法書士をしているもので、帰って早速父に相談したところ、「今の時代、年金だけでは十分に生活できるだけの金額はもらえないだろう。」「国民年金基金への掛金は税金の控除もあるので加入しておいた方がよいのでは。」とのことで、早速国民年金基金に加入の手続をした訳です。

私も40歳半ばも過ぎ、ようやく老後のことを考えることが増えました。60歳を過ぎてから、体一つで今の仕事を続けられるのか？体を壊して働くことができなかつたらどのように生活していこうか。

子供たちが成長し巣立って行った後、夫婦二人で食べていくことができるのか。

国民年金の受給年齢も上がる中、私が受給する時



には今よりも受給額が下がるか、最悪もらえない可能性もある？かも知れません。

開業当初、時は永遠で、自分に老後は来ないものだと思っていましたが、やはり体力的にも精神的にも年は取っていくものであると、20年たった今、身をもって感じているところです。

今となつては、意味があるかないか分からない中、国民年金基金に加入していたことが、老後の安心材料の一つになっていることは間違いありません。

昔の私と同じ気持ちの若い方も多くいらっしゃると思いますが、国民年金基金に入っていることを、将来、後悔する人はいないはずです。少しずつでも貯蓄すると思つて掛け続けていくことをお勧めします。

新型コロナウイルスの影響で、現在世界中が大変な状況になっておりますが、今後、予想だにしないことが、自分自身にいつ何時降りかかるかも分かりません。老後においても国の制度や自分がどうなっているかは予想がつかないのです。

土地家屋調査士は定年がなく、腕一本あればいつになつても続けられる士業です。言い換えれば、自分が体調を崩すと、収入は無くなります。だからこそ、若い時から自分自身の老後のことも考えていかななくてはならず、国民年金基金は、我々のような士業のためにあるものと思つております。

おトクに確定申告するなら 今すぐご加入を！

掛金をたくさん払っても
民間の個人年金では、所得控除の上限は4万円まで。
でも、国民年金基金なら、掛金の**全額**が控除になります！

個人年金の場合	(控除額の比較)	国民年金基金の場合
 <p>個人年金に 年間30万円 払ったのに、控除は たったの4万円</p> <p>4万円まで</p>		 <p>国民年金基金に 年間30万円 払ったら、控除は 全額の30万円</p> <p>全額</p>

せっかく掛金を払うなら、全額控除でおトクに申告しましょう！

確定申告で所得控除に使える国民年金基金の掛金は、
12月までにお支払い済みの金額です。

掛金は2ヶ月遅れて引き落としになるため、
7月に加入しても、掛金のお支払いは9月になります。

今ご加入で**毎月払い**なら、7~10月までの**4ヶ月分**の掛金が
今年度の確定申告で所得控除となります。

もしくは、**来年の3月分までを一括でお支払い**いただくことも可能です。
その場合**9ヶ月分**を所得控除にご利用いただけます。

毎年年末近くになると、控除ご利用の目的でご加入のご相談をいただきますが、

今年度の締め切りは10月15日です！

ご加入はお早めに！

**7月分
掛金**

**9月
支払い**

お気軽に
お問合せください

全国国民年金基金 土地家屋調査士支部

TEL:03-6804-1128

平日(9:00~17:00)

土地家屋調査士名簿の登録関係

■ 登録者

令和2年5月1日付

埼玉 2705 新井洋次郎
埼玉 2706 中山 陽平
埼玉 2707 谷 政弘
埼玉 2708 中里 優
茨城 1481 藤咲 良太
茨城 1482 山崎 義熙
茨城 1483 中村 秀雄
大阪 3382 小西 修平
兵庫 2526 萬代 新輔
石川 681 前田 佳子
広島 1910 濱田 一宏
長崎 810 中尾 俊郎
大分 850 宝珠山隆之
宮崎 816 宮田 紘意
宮崎 817 加藤隆太郎
福島 1506 名取 俊光

令和2年5月11日付

神奈川 3140 竹林 俊哉

令和2年5月20日付

東京 8153 萩原 嵩
神奈川 3141
小島アレクサンダー幸司
埼玉 2709 中澤 洋介
熊本 1223 宮本 広

沖縄 516 佐藤 惣範
愛媛 877 伊藤 聡

■ 登録取消し者

令和2年2月7日付

埼玉 2281 永澤 進

令和2年2月13日付

東京 7622 柴田 隆逸

令和2年2月23日付

兵庫 2071 安藤 道夫

令和2年3月7日付

京都 349 浅田 詔夫

令和2年3月14日付

愛知 1836 山田 英二

令和2年3月23日付

奈良 230 渡部 孝

令和2年3月29日付

旭川 282 金本 勝

令和2年4月8日付

東京 992 田中 義三

令和2年4月22日付

神奈川 1397 小野彌四郎

令和2年5月1日付

佐賀 446 樋口 英明
函館 210 高野 敬一

令和2年5月11日付

長崎 529 野田 清

令和2年5月20日付

栃木 577 沼井 悦夫
群馬 914 小林 貞夫
大阪 3254 山田 裕輔
兵庫 1531 塚越 忠男
宮崎 612 松山 茂

■ ADR認定土地家屋調査士登録者

令和2年5月1日付

兵庫 2489 山本 泰光
石川 661 角田 之尚
富山 526 渡辺 純一
広島 1910 濱田 一宏
山口 973 中川 秀幸
鳥取 480 安谷 潔美

令和2年5月11日付

神奈川 3140 竹林 俊哉
和歌山 429 大田 政人

ちようさし俳壇

第422回



「ビヤホール」

深谷健吾

再会は銀座ライオンビヤホール
浜木綿の浜へ真白き波寄する
滴りを笑顔で受くる羅漢さま
霊山の霊のおどろく大瀑布

当季雑詠

深谷健吾

茨城 島田

操

いさかひも夫婦の絆鉄線花
菖蒲湯に卒寿の五尺浸しけり
戦争の語り部も減り昭和の日
声交しボール蹴る子に風薫る

茨城 中原ひそむ

真つ直ぐに湯宿の庭の今年竹
天上へ唯我独尊今年竹
涼風に乗り船笛の届く朝
杖もまた我が身のひとつ桜冷え

愛知 清水 正明

菖蒲湯に令和を託す蒙古斑
消えかかる孫の母斑や柏餅
卯月波潮目くつきり伊良湖岬
薫風や紋旗はためく明智郷

山形 柏屋 敏明

一病を持つて息災夏めきぬ
新緑や流れ変はらぬ最上川
枕辺に海鳴りとどく卯月波
行員の細きうなじや更衣

今月の作品から

深谷健吾

島田 操

声交しボール蹴る子に風薫る

「風薫る」とは、夏の季語。夏の南風にそこはかとなく草木の緑の匂ってくるような感じをいつたものであり、すがすがしさを感じさせてくれる。むせるような茂りの中の風でなくてもよい。夏の風的美称と考えるとよい。青嵐よりも柔らかな風をいう。今年にはコロナのため、不要・不急の外出はできませんが、風薫る五月と言えば、旅にスポーツに最適な季節であります。提句は、緑の木に囲まれ、緑一色の芝生のサッカー場の光景での一句か。風薫るグラウンドの中で、子供たちが声を交しながら競技している姿には元気を貰います。一日でも早いコロナの収束を祈念します。

中原ひそむ

涼風に乗り船笛の届く朝

「涼風」とは、夏の季語「涼し」の傍題。夏の暑さの中にあつてこそ感じられる涼気という。朝夕の涼しさ、水辺の涼しさなど、俳句では暑さの中のかすかな涼しさをとらえて夏を表現する。涼気よつてくるところにより、朝涼・晩涼・夕涼・夜涼・涼風などという。提句は、太平洋からの涼しい南風に乗ってくる船笛を聞く港町の早朝の情景を詠んだ一句か。港町の一日は、日の出と共にその日の生活が始まると聞く。今年の夏は暑くなるとの予報。浜辺暮らしは内地の暮らしより、朝・夕は殊に海からの涼風により涼しく暮らせると聞く。日の出

から船笛の聞こえる港町の風情を活写した佳句である。

清水 正明

薫風や紋旗はためく明智郷

「薫風」とは、夏の季語「風薫る」の傍題。木々の緑の香りを運ぶ心地よい風。和歌では花や草の香りを運ぶ春風の意であったが、連歌では、初夏の風として意識されはじめたとのこと。大河ドラマ「麒麟がくる」の主人公・明智光秀のゆかりの地の岐阜県は大層な盛り上がりです。岐阜城のある岐阜市や墓地のある可児市の「明智城跡」とか山県市の「桔梗塚」には観光客で賑わっているとのこと。家紋は水色の「桔梗紋」とのこと。提句は、光秀にゆかりの地である可児市での一句か。当地のあちこちには珍しい水色の紋旗がはためいている。その情景を活写した佳句である。

柏屋 敏明

枕辺に海鳴りとどく卯月波

「卯月波」とは、夏の季語「卯波」の傍題。陰暦四月(卯月)の波浪をいう。陽暦の五月ごろの海や河の波立つ様である。一説に、卯の花の風にそよぐ様の形容か。又、卯波・さ波といつて海や河に陰暦四月から五月ごろに立つ早波のことなのか。一般的には、実際に海川の白波の立ち騒ぐのを指している。「枕辺」のフレーズにより、作者は入院中か自宅療養中か。卯月の頃は、風薫る頃で海へ山への季節か。卯月波でも聴きながら俳句でも。さぞかし風流なことではありませんか。お互いに頑張りましょう。

補助金や優遇融資等のお知らせ

令和2年5月25日現在、世間は新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言が発出され、日本経済はコロナショックといわれるほど、落ち込むことが予想され、土地家屋調査士業界も例外ではありません。日本政府等が実施している主な補助金や優遇融資等を紹介しますので参考にしてください。

○持続化給付金(経済産業省)

(申請期間：2021年1月15日まで)

感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給する制度です。

農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優業など幅広い業種で、事業収入(売上)を得ている法人・個人の方が対象となります。

個人事務所は100万円、法人は200万円を上限と

して給付されます。給付金計算式は、<前年の総売上>-<前年同月比で売上が50%未満の月の売上の12倍>

例) 個人事務所で昨年の売上が800万円のうち、4月の売上が70万円であったときに今年の4月の売上が10万円であった場合は、 $800\text{万円} - (10\text{万円} \times 12\text{か月}) = 680\text{万円}$ となり、100万円が給付されます。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

○新型コロナウイルス感染症特別貸付

(日本政策金融公庫)

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業況悪化を来している事業者が対象となります。

最近1か月の売上高が前年又は前々年の同月と比較して5%以上減少している場合は最大3,000万円まで融資を受けることができます。

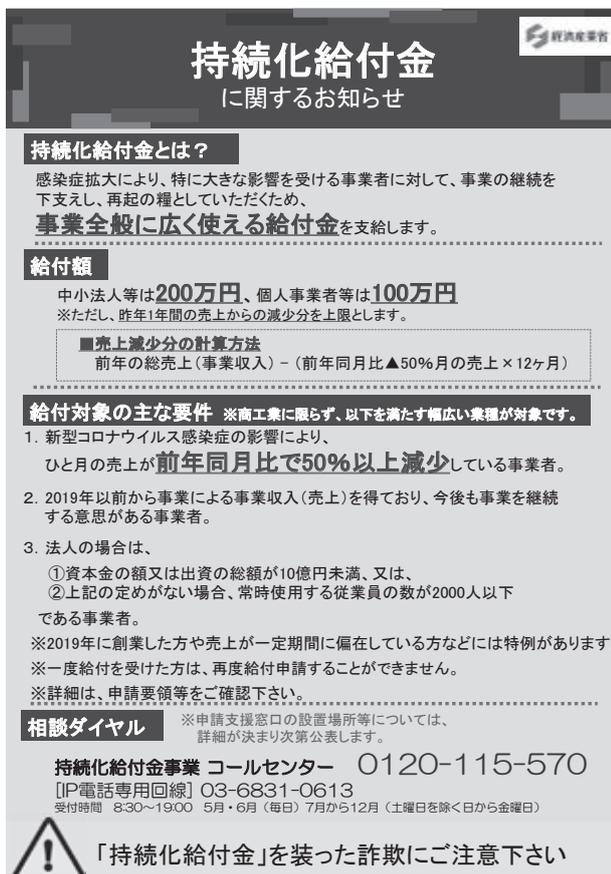
https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html

○ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(通年3か月おきに締切)

中小企業生産性革命推進事業として実施中の、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(ものづくり補助金)」において、新型コロナウイルスの影響を乗り越えるために生産性向上に取り組む事業者向けに、補助率等を引き上げた「特別枠」が新たに設けられました。

従業員5人以下の事務所等において、審査が採択されると経費の2/3で最大1,000万円まで補助される制度となります。

例) 経営革新のための設備投資費用が1,500万円であった場合、 $1,500\text{万円} \times 2/3 = 1,000\text{万円}$ の補助を受けることができます。ドローン・



持続化給付金
に関するお知らせ

持続化給付金とは?
感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

給付額
中小法人等は**200万円**、個人事業者等は**100万円**
※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法
前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

給付対象の主な要件 ※**商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。**

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
3. 法人の場合は、
 - ① 資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
 - ② 上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。※詳細は、申請要領等をご確認下さい。

相談ダイヤル ※申請支援窓口の設置場所等については、詳細が決まり次第公表します。

持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570
[IP電話専用回線] 03-6831-0613
受付時間 8:30~19:00 5月・6月(毎日) 7月から12月(土曜日を除く日から金曜日)

! 「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

GNSS測量器などの測量機材や、点群処理ソフトの購入費などが該当すると考えられます。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2020/200410mono.html>

○IT導入補助金2020

(申請期間：2020年8月中旬まで)

IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者等の皆さまが自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を補助することで、業務効率化・売上アップをサポートするための補助金です。

自社の置かれた環境から強み・弱みを認識、分析し、把握した経営課題や需要に合ったITツールを導入することで、業務効率化・売上アップといった経営力の向上・強化を図っていくことを目的とされています。

従業員5人以下の事務所等において、経費の1/2で30～150万円まで補助され、またC類型(テレワー

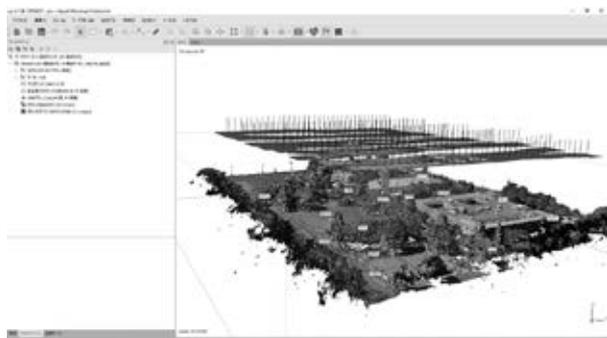
ク導入等の特別枠)は3/4で最大450万円まで補助されます。

IT導入支援事業者(ソフト業者)と連携して申請することになり、申請においてソフト業者の支援を受け、補助金が支給されるのは、ソフトウェアだけと考えられます。例えば100万円のソフトを購入する場合は、 $100万円 \times 1/2 = 50万円$ が補助されることになり、C類型だと $100万円 \times 3/4 = 75万円$ が補助金として交付されることとなります。

<https://www.it-hojo.jp/>

この他にも各地方公共団体等で協力金や補助金等の制度があるようです。様々なリスクに備えることも国民の期待に応える土業の責務かと思えます。詳細については関係機関に問い合わせし、十分に理解した上で利用をしてください。

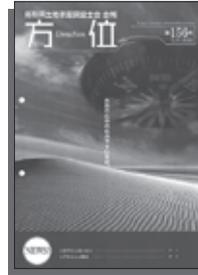
広報員 田村佳章(神奈川会)



鳥取会

「令和元年度第2回業務研修会 コミュニケーションとストレス・ マネジメントに参加して」

広報員 安谷潔美



『方位』第156号

令和元年11月29日に鳥取県立生涯学習センターにて、第2回目の業務研修会が実施されました。各部からの報告の後、日本医科大学多摩氷山病院臨床心理士の稲本絵里先生をお迎えして「コミュニケーション」と「ストレス・マネジメント」と題し、参加型の研修が行われました。

最初に土地家屋調査士として
※自分の目標設定…
相手にどう思ってもらいたいの
か？
あなたが大切にしていることは？
など、心の内面に入り込む質問を

され、文章にして書く事により土地家屋調査士として自分を考えるきっかけとなりました。

そして講義が進む中、土地家屋調査士の仕事は当然に紛争の中心にあり、感情労働であり、困難な状況で難しいコミュニケーションをしなければならない。本音よりも建前で仕事をするが、そこで自分自身の感情を知ることが大切になってくると教わりました。

いざ分かっていたことのようにも、自分の感情や他人の感情を学ぶことによって、土地家屋調査士として仕事を円滑に進める為

は、コミュニケーション力を高める事。特に「聞いている」と言うメッセージを相手にしっかり伝える。相手を尊重する姿勢が大切であり、更に感情労働の土地家屋調査士として、自分なりのストレス・マネジメントを見つけることが重要などの講義を受けました。

稲本先生、業務研修会担当者には研修会をするにあたり、打合せや聞き取りを多分にされ、土地家屋調査士用に講義を考案して頂き感謝申し上げます。有難うございました。



編集後記

「継続は力なり」

～日々努力と感謝の継続～

会報の表紙をめくると広がる地名の世界。地名の持つ意味や地図の魅力があふれ、どこか旅へといざなってくれる、「地名散歩」。2012年(平成24年)4月号からご執筆いただいている今尾恵介先生の「地名散歩」が、本号で第100回を迎えました。今尾先生には深く感謝いたしますとともに、今後もどうぞよろしくお願い申し上げます。

2020年(令和2年)7月31日、土地家屋調査士制度制定70周年を迎えることとなりました。今月号は、國吉連合会長からの「土地家屋調査士の徽章について」を掲載させていただきました。本年8月1日に、土地家屋調査士法の一部を改正する法律が施行され、土地家屋調査士法第1条が目的規定から使命規定となります。紙上において、「土地家屋調査士の徽章をどのように位置づけ活用していくのかを全国の土地家屋調査士皆で考えてみる機会としたい」

と國吉会長が記されております。土地家屋調査士法に規定された使命を遂行するために、そして隣接法律専門職として土地家屋調査士のブランドイメージを高め、次世代に誇りある資格であることをつないでいくために、改めて土地家屋調査士の高い意識と誠実な行動が求められると考えます。

暑い日々が続いております。今年も7月を迎え、1年の後半がスタートしました。毎年のことながら熱中症対策を万全にし、体調管理には十分に注意しながらこの夏を過ごせればと思います。皆様におかれましてもくれぐれもご自愛ください。

会報8月号からは、この「編集後記」を「編集日より」として、土地家屋調査士制度制定70周年の記念を踏まえて広報部役員、広報員のリレー形式でお伝えさせていただきます。皆様、どうか新鮮な気持ちで感謝を込めて7月31日「土地家屋調査士の日」をお迎えいただけたらと思います。

広報部理事 高橋正典(茨城会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者

会長 國吉 正和

発行所

日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：https://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所

十一房印刷工業株式会社